

郵便番号 509-7290

28

平成18年6月30日まで

Ena 行

〒509-7290 恵那市 〇〇〇

（送出人）

〒509-7290 恵那市 〇〇〇

〒509-7290 恵那市 〇〇〇

〒509-7290 恵那市 〇〇〇

〒509-7290 恵那市 〇〇〇

直通便はがきの出し方

点線のところを切り取り、切手を張らずにお出しください。今回お知らせした行財政改革の基本的な考え方や、実施事項の案、市役所の仕事の仕方など、行財政改革に関することなら何でも結構ですので、ご意見をお寄せください。匿名でも結構です。寄せられたご意見は、行財政改革大綱策定の参考とさせていただきます。策定スケジュールとの関係で、10月15日(土)までに投かんしていただくと幸いです。また、市のホームページにある行財政改革のページ (<http://www.city.ena.gifu.jp/reform/>) から、ご意見をお寄せいただけます。

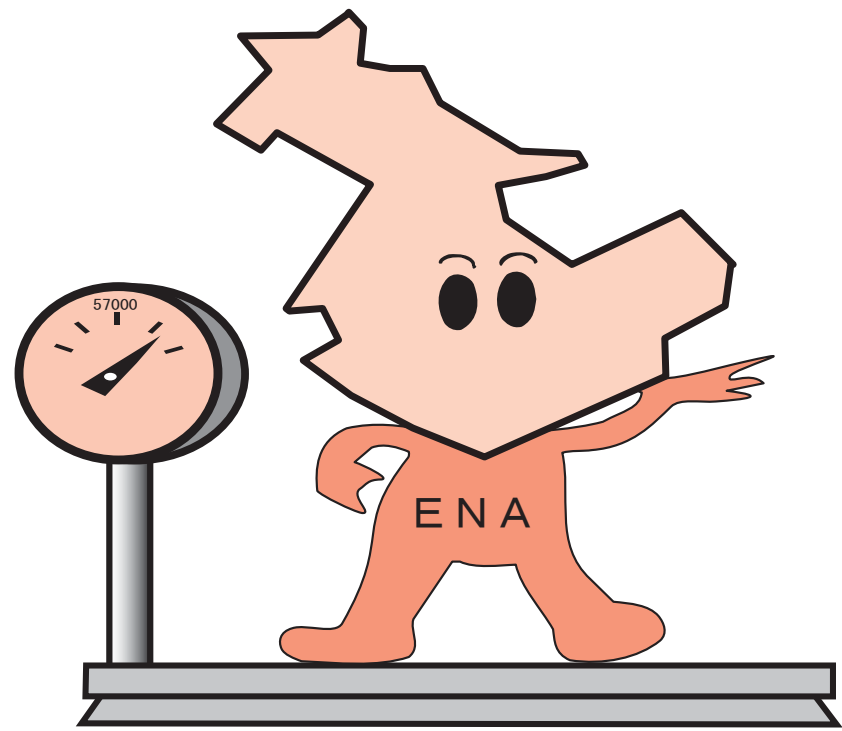
問い合わせ 政策調整課 ☎ 26-2111 (内線 332)

多岐にわたる指揮監督に従う自治体から、自らの考えにより決定し、自らの責任で実行する自治体に変わらなければならなくなったのです。

また、国の経済は、長く続いた景気低迷後の踊り場から脱する兆が見られるものの、三位一体改革による国庫補助金の縮小・廃止や、地方交付税の総額抑制を中心とした財政制度の大幅な見直しが進められており、地方経済や、自治体財政にとっては依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

このように収入減が予想される中、新市としての新たなまちづくり費用や、高齢化の進展による福祉関

考えてください 新市のダイエット法



行政改革

進め方にご意見を

市では本年度、行財政改革大綱を策定しています。これは、合併後大きなままとっている市の予算額や、職員数、公共施設数などを適正な規模にしたもの、市役所の仕事の仕方を、市民本位の、時代に合った最もふさわしいものに変えていったりする計画のことです。

現在、市民15人の委員で構成する行財政改革審議会がこの内容を審議しており、来年1月に答申の予定です。8月22日に開かれた第2回審議会では、行財政改革の目標や基本的な考え方、実施事項の案などについて意見が交わされ、方向性が示されました。

これから具体的な実施事項の検討に入りますので、このタイミングで市民の皆さんに、行財政改革に対するご意見を伺いたいと思います。次のページの直通便はがきを利用して、積極的なご意見をお寄せください。

「経営」と「協働」の時代 なぜ、行革か

恵那市は、平成16年10月、旧恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町が新しく合併して誕生しました。合併間もない現在の恵那市は、行政体としての規模が、同じ規模の自治体と比べて非常に大きなものとなっています。例えば、市の予算額を見てみると、恵那市の平成17年度一般会計予算額は、273億

8千万円です。これは、ほぼ同規模の合併前の津川市が人口5万5千人で、177億3千万円だったのと比べてみても、約100億円も膨らんでいることが分かります。予算だけでなく、市役所の職員数や、公共施設数なども、同じ規模の自治体と比べて大型化しています。

一方、平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体は、その運営方法を根本的に変えざるを得なくなりました。国からのきめ細かで

く自治体として存続できるように行政や、財政の仕組みをつくっていかなければなりません。

その仕組みの中でも、特に、協働という視点が重要です。今まで市民サービスは、市役所だけが市民に対して行ってきました。しかし、市民サービスの中には、民間企業に委託した方が安価で効率的に実施できるものや、より受益者に近い市民団体に委ねた方が、サービスの送り手、受け手とも満足度が高いと思われるものがあります。市役所が行っているサービスを一つ一つチェックし、どんな主体が、何を使って、どのように行うのが最も市民にとって最適で、満足度が高いかを再検証し、市民の皆さまの合意を得ながらあるべき姿にしていく必要があります。

市民本位で仕事改善 目のつけかた

行財政改革は、簡単に言うくと、今市役所で行っている仕事のやり方を見直そうということです。その際の目の付けどころとして、次の6つの視点を設けました。

・市民志向：市役所は、法令や規則に基づいて仕事をしています。法規を守って仕事をしていくことは当然ですが、それらに縛られるのではなく、市民の立場で柔軟に考え、行動

持続可能な行財政に 目指すところ

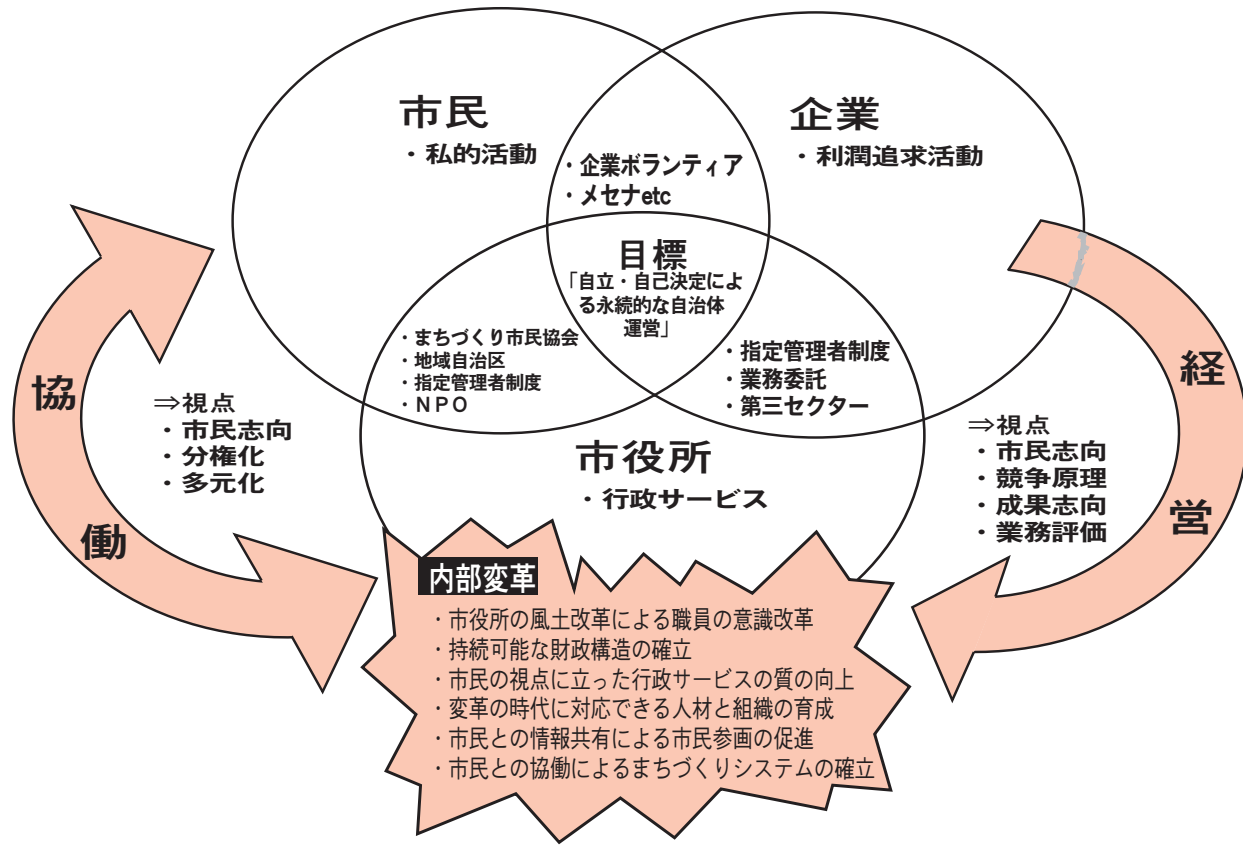
地方分権の時代にあつて、これからの恵那市のまちづくりの在り方は、恵那市民が自らの責任で、自ら決定していくことが必要です。そして、その自己責任・自己決定を基本に、厳しい財政事情の中でも、未永

そこで、合併前の旧6市町村で取り組んできた予算、組織、職員定数の削減による節約型の改革だけでなく、市民を顧客としてとらえ、市民サービスの結果を評価改善していく経営的な発想や、地域の多様な主体と協働して市民サービスを担っていく仕組みが必要となっています。そして、その基本にあるのが、市役所職員の意識改革であることは言うまでもありません。

こうした「経営」や「協働」の観点から、市役所内部の変革と、市役所と市民との関係の変革を行うことが、行財政改革です。

②三位一体改革=国から地方への補助金削減、地方交付税の削減、税源移譲の三つをセットにして地方の財政的な自立を促そうという改革。
③協働=市内全域やその一部の地域で、そこにいる市民が参画している企業、地域自治会、自治会、市民活動団体などの市民団体が、地域が必要とする市民サービスの提供を協力して行う状態。

恵那市行財政改革の体系



(切り取り線)

しようということですが、民間という顧客志向(お客さま本位)の考え方は、市役所がほぼ独占して行っていました。そのため、市役所の仕事や組織には競争原理がほとんど働いていませんでした。そのことが、経費の増加や、組織の活力低下を招いていたとも考えられます。今後、競争原理を活用し、仕事の民営化や協働化を考えていきます。

・**競争原理**：今まで市民サービスは、市役所がほぼ独占して行っていました。そのため、市役所の仕事や組織には競争原理がほとんど働いていませんでした。そのことが、経費の増加や、組織の活力低下を招いていたとも考えられます。今後、競争原理を活用し、仕事の民営化や協働化を考えていきます。

・**成果志向**：今まで市役所では、予算をいくら使って市道を何メートル改修したとか、健診を何回行ったとか、という説明を市民の皆さんにし

てきました。しかし、これからは、予算をどれだけ使ったかではなく、その予算を使った仕事で、市民生活のどこがどれだけ良くなったかをしっかりと評価・公表していくことが求められています。

・**業務評価**：前項の成果志向で仕事をするためには、市役所で行っているいろいろな仕事の必要性や妥当性を検討するとともに、成果をできる限り数字で表現することが重要です。そして数値化された成果の評価・公表を行い、より成果が上がるように翌年度の仕事のやり方を改善していく必要があります。

・**分権化**：市役所は、市民に最も近

(切り取り線)

い行政府として、数多くの現場を持っていきます。まさに毎日、現場で仕事が行われています。従って意思の決定や、予算の執行など、現場や現場に近い組織へ権限を移したほうが、市民との関係がスムーズにいくものが多くあると考えられます。現場に移すべき権限は現場に移すべきだと考えます。

・**多元化**：市民サービスの担い手は、市役所以外では考えられないかということですが、今までも一部の市民サービスを民間企業や財団法人などに委託してきました。しかし、これからは、地域自治体や市民活動団体、自治会、NPOなど多様な主体を、市民サービスの担い手として想定することが必要になってくると考えられます。

まず職員の意識改革 柱と内容

行財政改革の具体的な内容の原案として、「特別重点項目」を含む6本の柱と、その下に42項目の実施事項案を次のように設けました。この実施事項案は、今後、皆さんのご意見を参考にしながら検討し、実施年度と完了目標年度、具体的な内容、目標年度までに到達すべき改革のレベルをできる限り数値化して表示し、実施計画として公表します。

特別重点項目 市役所の風土改革による職員の意識改革

- ・市長・部長・課長などのリーダーシップによる風土改革、意識改革
- ・課ごとのテーマ設定やC-I手法による改革運動の実施
- ・職員の自発的な勉強会や自己研修の奨励
- ・市民との協働活動の場への職員参加奨励
- ・内部情報システムを活用した苦情・失敗データベースの構築
- ・来庁者への声掛け運動

持続可能な財政構造の確立

- ・公共施設の統廃合と維持管理経費の削減
- ・遊休施設・土地の有効活用
- ・事務事業、施設管理、公共工事のコスト削減と外部委託
- ・入札制度の見直し
- ・使用料・手数料の見直し
- ・補助金・負担金の適正化
- ・予算編成・執行体制の改善
- ・包括予算制度の検討
- ・市税等の収納率の向上
- ・外郭団体の見直し
- ・行政評価制度の構築

市民の視点に立った行政サービスの質の向上

- ・総合案内・総合窓口の設置
- ・ワンストップサービスの検討
- ・窓口サービス時間の拡大

18・19年度に集中改革 取り組み時期

この行財政改革大綱の計画年度は、平成18年度から22年度までの5年間です。行革と合わせて策定中の総合計画の前期計画期間、5年間との整合性を取っています。

しかし、この変化の早い時代に、5年先を見通して正確な計画を立案するのは困難です。そこで、5年の計画期間を、前半2年、後半3年に分け、前半2年を集中改革期間として位置づけることにしました。

この2年間に、合併後大きなままになっている予算や、仕事、公共施設数、市役所の職員数などを、集中して適正規模に近づける努力をします。また、新しい市民サービスの担い手として想定される地域自治体や市民活動団体、自治会、NPOなどの活動や組織化を支援し、協働のまちづくりの準備をしていきます。

また実施計画では、5年間の計画期間中、実施事項の達成状況の確認を毎年行います。その結果は、市広報「えな」やホームページを使って公表し、市民の皆さまから改革に対するご意見を伺います。

- ・申請手続の簡素化
- ・サービス施設としての市庁舎の環境整備
- ・接客サービスの向上
- ・相談窓口の充実
- ・相談窓口の充実
- ・変革の時代に対応できる人材と組織の育成
- ・組織改革
- ・定員適正化の推進
- ・人事評価制度の運用定着
- ・包括人事制度の検討
- ・職員研修制度の充実
- ・職員給与の適正化
- ・市民との情報共有による市民参画促進
- ・広報、情報発信・提供窓口の一元化
- ・各種委員会・審議会などへの公募委員導入
- ・各種委員会・審議会などの情報公開
- ・パブリックコメント制度の導入
- ・広報紙・ホームページの充実
- ・市民との協働によるまちづくりシステムの確立
- ・市民活動支援セクションの強化
- ・市民活動の拠点整備と中間支援機能の充実
- ・まちづくり市民団体の活動支援
- ・まちづくり基金の強化と公益信託
- ・地域自治体・協議会の活動支援

⑦パブリックコメント=市役所が政策を実施するとき、あらかじめ原案を公表して市民から意見を求め、それを考慮して政策内容を決定する仕組み。
 ⑧中間支援機能=市役所と市民活動団体間で、双方の仲立ちを行い、協働による市民サービス実施を促すこと。⑨公益信託=信託法に規定された制度で、個人や法人が財産を一定の公益目的に使うため、その管理や処分を信託銀行などに任せること。「まちづくり基金」の場合、多くの市民参加が期待できる。
 ④C I手法=組織の持つ特性を、内部的に再認識・再構築し、外部にその特性を明確に打ち出し、認識させること。
 ⑤包括予算(人事)=予算執行や人事の権限を、各部の長や振興事務所の長に移譲すること。各組織の長を中心とした自律的運営により、市民サービスの向上を目指す。
 ⑥ワンストップサービス=一つの窓口で、いくつかの課にまたがる複数の手続きができること。